

一級河川江の川水系
江の川本川ブロック河川整備計画
(変更)

令和 6 年 3 月

広 島 県

一級河川江の川水系江の川本川ブロック河川整備計画

目 次

1. 江の川本川ブロックの概要	1
1.1 ブロックの概要	1
1.2 現状と課題	3
1.2.1 治水に関する現状と課題	3
1.2.2 利水に関する現状と課題	5
1.2.3 河川環境に関する現状と課題	6
2. 河川整備計画の目標に関する事項	9
2.1 計画対象区間及び計画対象期間	9
2.2 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	9
2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	9
2.4 河川環境の整備と保全に関する事項	10
3. 河川の整備の実施に関する事項	11
3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事 の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	11
(1) 本村川	13
(2) 大土川	15
(3) 江の川	17
(4) 志路原川	22
(5) 多治比川	24
3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	26
3.2.1 河川維持の目的	26
3.2.2 河川維持の種類及び施行の場所	26
4. 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項	28
4.1 河川に係る調査・研究等の促進	28
4.2 河川情報の提供	28
4.3 地域や関係機関との連携	28
4.3.1 治水に関する事項	28
4.3.2 利水・環境に関する事項	29
4.3.3 水防災意識社会再構築ビジョンを踏まえた取組	29
4.3.4 その他	31
4.4 社会環境の変化・気候変動への対応	31

1. 江の川本川ブロックの概要

1.1 ブロックの概要

江の川は、その源を広島・島根両県境にある阿佐山（標高 1,218m）に端を発し、途中、馬洗川、西城川、神野瀬川、出羽川、八戸川など支川と合流しながら日本海に注ぐ、中国地方最大の一級河川です。

その流域は、広島県の 7 市 3 町、島根県の 3 市 4 町にまたがっており、流域面積（3,900km²）、流路延長 194 kmを有しています。流域の地形は、上流部は標高 400～600m の中国山地と南部の低山地に挟まれた方形に近い準平原で、下流部は屈曲しながら江の川が中国山地を横断する区間で、雄大な幼年期の峡谷となってゆったりと流れています。

流域内の人口は約 21 万人でそのうち広島県内の人口が約 12 万人であり、これは広島県の総人口約 277 万人の約 4 %にあたります。

河川整備計画の対象区域である江の川本川ブロックは、江の川の上流部に位置する広島県知事管理区間を対象とするもので、広島県三次市、安芸高田市、山県郡北広島町の 2 市 1 町に及んでおり、その人口は約 9 万人です。また、当ブロックは、中国山地の中央部にあり、平成 3 年には日本海側と瀬戸内海側を結ぶ中国横断自動車道広島浜田線が開通されました。さらに、当ブロックの付近において、平成 27 年には広島県尾道市と島根県松江市を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線が開通し、西瀬戸自動車道と一体となり山陰、山陽、四国の連携強化を図った広域的な交通ネットワークが形成され、沿線地域の社会経済・生活文化の発展に大きく寄与することが期待されています。

江の川本川ブロックの気候は、年平均気温が 11～13℃と比較的低温であり、また、年平均降水量は 1,500～1,800 mmと幅があり、冬期には毎年平野部で 20 日程度、山地部で 50 日程度の積雪があります。



図 1-1 江の川流域図 ($s = 1/500,000$)

1.2 現状と課題

1.2.1 治水に関する現状と課題

江の川本川ブロックにおける過去の災害発生状況は、下表のとおりです。

特に、昭和 47 年 7 月に発生した洪水は、ブロック内の多くの町村で甚大な被害をもたらしました。この災害を契機に、吉田町の多治比川や高宮町の生田川をはじめ、ブロック内の各河川では河川改修に着手し、狭窄部の解消や護岸の修繕・補強などの整備を行い、逐次治水安全度の向上に努めてきました。

しかし、河川改修は一部の区間にとどまっており、昭和 58 年 7 月、昭和 60 年 7 月、昭和 63 年 7 月などの洪水により、主に上流域の千代田町、大朝町で局所的な床上、床下浸水が繰り返し発生しました。さらに平成 11 年 6 月の豪雨発生時には、洪水氾濫により大朝町、千代田町、高宮町、甲田町において、合計で下表のように床上浸水 5 戸、床下浸水 64 戸の浸水被害がありました。近年では、平成 18 年 9 月の台風 13 号により、安芸高田市と北広島町で床上浸水 14 戸、床下浸水が 91 戸あり、平成 30 年 7 月の梅雨前線と台風 7 号により、安芸高田市で床上浸水 5 戸、床下浸水 8 戸の浸水被害がありました。さらに、令和 3 年 8 月の豪雨発生時には安芸高田市と北広島町で家屋倒壊（全壊・半壊）が合計 42 戸、家屋浸水（床上・床下）が合計 211 戸の被害がありました。

このことから、近年においても洪水氾濫により浸水被害が発生している地区において治水安全度の向上を図り、集落地の家屋浸水被害の防止を図ることが急務です。

表 1-1 主な洪水氾濫による災害発生状況

災害発生 の年月	降雨の 原因	2日雨量	対象地区	被害状況
昭和47年7月	梅雨前線	373.0mm (7/10～7/11)	大朝町	床上浸水142戸、床下浸水437戸
			千代田町	負傷者2名、全壊17戸、半壊8戸、床上浸水137戸、 床下浸水319戸
			吉田町	全壊1戸、床上浸水124戸、床下浸水388戸
			八千代町	床上浸水10戸、床下浸水43戸
			美土里町	負傷者1名、半壊1戸、床上浸水19戸、床下浸水56戸
			高宮町	行方不明者1名、負傷者4名、全壊18戸、 半壊30戸、床上浸水95戸、床下浸水136戸
			甲田町	全壊1戸、半壊7戸、床上浸水231戸、床下浸水201戸
			三次市	床上浸水5戸、床下浸水13戸
			作木村	死者1名、負傷者26名、全壊34戸、半壊126戸、 床上浸水26戸、床下浸水34戸
昭和51年9月	台風第17号	110.5mm (9/11～9/12)	大朝町	半壊4戸、床下浸水11戸
昭和54年6月	梅雨前線	145.0mm (6/28～6/29)	千代田町	半壊2戸、床上浸水8戸、床下浸水231戸
昭和58年7月	梅雨前線	259.5mm (7/21～7/22)	千代田町	半壊2戸、床上浸水5戸、床下浸水95戸
			大朝町	半壊6戸、床上浸水5戸、床下浸水107戸
昭和60年7月	梅雨前線	203.5mm (7/5～7/6)	大朝町	全壊3戸、床下浸水85戸
昭和63年7月	梅雨前線	238.5mm (7/14～7/15)	大朝町	床下浸水20戸
平成11年6月	梅雨前線	203.0mm (6/28～6/29)	大朝町	床下浸水10戸
			千代田町	床上浸水5戸、床下浸水39戸
			高宮町	床下浸水1戸
			甲田町	床下浸水14戸
平成18年9月	台風第13号	71.0mm (9/16～9/17)	安芸高田市	床上5戸、床下35戸
			北広島町	床上9戸、床下56戸
平成30年7月	梅雨前線 台風第7号	202.0mm (7/5～7/6)	安芸高田市	床上5戸、床下8戸
令和3年8月	前線	292.0mm (8/13～8/14)	三次市	床下5戸
			安芸高田市	全壊3戸、半壊43戸、床上70戸、床下140戸
			北広島町	半壊4戸、床下10戸

資料：過去の浸水被害実績調査（広島県）、昭和47年は豪雨災害誌
H19～R3水害統計（国土交通省）

雨量：大朝観測所（国土交通省）

注）三次市については、三次市昭和47年7月豪雨災害資料により、県
管理河川の被害を抽出した。

1.2.2 利水に関する現状と課題

江の川本川ブロックの河川水の利用については、かんがい用水として、602 箇所の利水施設により、約 3,000ha の農耕地に最大で約 23m³/s（慣行・許可水利権）の利用がなされているほか、江の川本川では^{みぶ}壬生発電所で発電用水として、また三次市^{みわ}三和町では簡易水道として利用されています。江の川本川をはじめ 12 河川に漁業権が設定されており、アユ、コイ、マス（ヤマメ）、ウナギ、フナ、ハヤ（オイカワ、カワムツ）が対象で毎年、漁業協同組合により放流されています。

平成 6 年の異常渇水時は、各河川とも流量が例年に比べて少なくなったものの、地域住民の生活や動植物の生息・生育環境、発電施設などに大きな影響を与える事態には至らず、ブロック内河川の流況は総じて比較的良好であると考えられます。

江の川土師^{はじ}ダム上流にある川井^{かわい}観測所（山県郡北広島町川井）の平成 24 年から令和 3 年までの 10 年間の流量観測に基づく流況は下表のとおりです。

表 1-2 川井観測所流況表 (m³/s)

	豊水	平水	低水	渇水	最小	年平均	流域面積	備考
平均流量	10.81	7.47	5.27	3.57	2.81	11.27	251.0km ²	H24～R3
各流況の 1/10 流量	7.68	5.98	4.23	2.66	1.85	8.92		

注：1/10 流量とは、「10 年に 1 回程度発生する流量」を示しています。各流況（豊水～年平均）は、観測所の観測結果から、各年に 1 つずつ決まります。川井観測所では、平成 24 年～令和 3 年までの 10 年間の観測結果を用いるため、各流況の流量は 10 個あります。川井観測所の 1/10 流量は、10 個ある各流況の流量を小さい方から並べ、1 番目に相当する流量になります。

1.2.3 河川環境に関する現状と課題

江の川本川ブロックには、多種多様な動植物の生息・生育環境があり、また生活環境博物館エコミュージアム川根に代表されるように地域住民の河川環境に対する関心が高い地域です。この河川環境を維持・継続していくとともに、人と川がふれあうことのできる川づくりを進めていく必要があります。

以下に、江の川本川ブロックの河川環境の現状について示します。

① 水質

水質は、江の川本川のほか、支川の多治比川、本村川、生田川、板木川、志路原川で、生活環境の保全に関する環境基準が A 類型（BOD75%値 2 mg/l 以下）に指定されています。これらの観測点における平成 25 年から令和 4 年の 10 カ年の BOD(75%値)は、0.6～1.2mg/l で推移しており、環境基準を達成しています。

BOD(75%値)の推移を下図に示します。

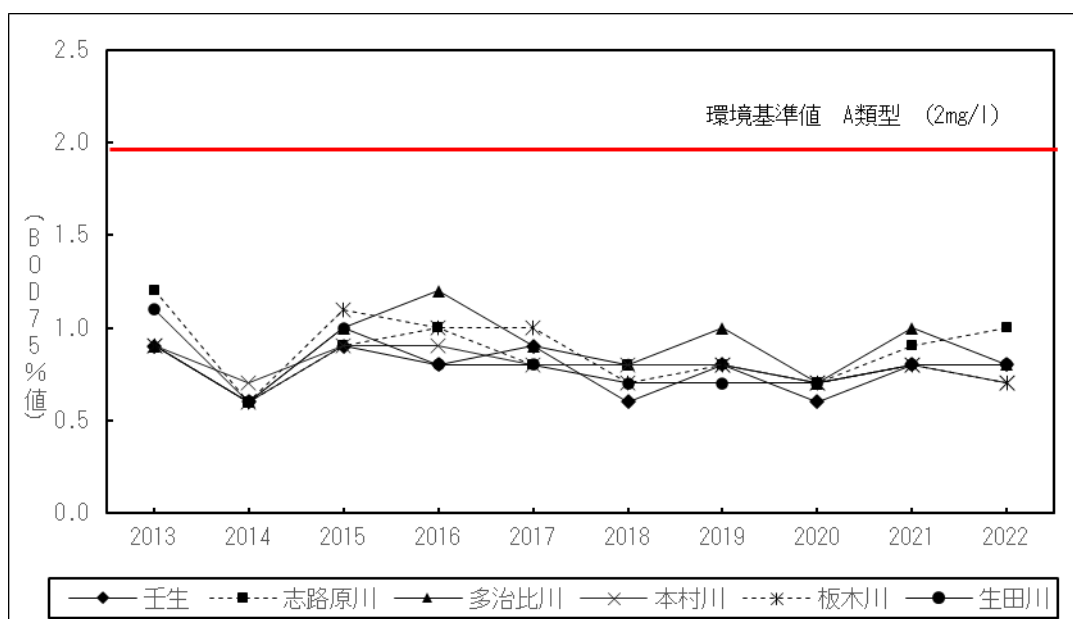


図 1-2 BOD（75%値）の推移

② 動植物

土師ダムより上流域は、江の川の源流域であり、小～中起伏の丘陵や小山地からなる高田高原に属しており、その流れは水源から約 10 kmで急激に緩やかになります。その山間部を流れる江の川本川や各支川においては、川沿いに集落も少なく豊かな自然環境が残されており、国指定特別天然記念物であるオオサンショウウオのほか、ヤマメ、ゴギ、アカザ、カジカ、オヤニラミなどの魚類やギフチョウなどの昆虫が生息しています。また、ヒメザゼンソウの生育も確認されています。

土師ダムから下流三次市に至る中流域では、沿川に農耕地が広がっており、川は湾曲によって瀬や淵を形成しており、そこにはアユ、ウグイ、オイカワ、カワムツ、オヤニラミのほかオオシマドジョウなどの魚類が生息しています。その川原には、ヨシ・ススキなどの植物が繁茂し、所々ヤナギ類や竹林も点在しており、小動物、鳥たちの生息の場として貴重な空間を形成しています。

三次市から県境に至る下流域は、江の川が中国山地を横断する区間であり、本川は、その山あい瀬と淵の連続する形で流れ、雄大な流れが急峻な谷斜面とあいまって四季折々の美しい峡谷景観を見せています。この地域には、動物の保護のため鳥獣保護区に指定されている区域が多数あり、ブロック全体で生息が確認されている、ブッポウソウ、クマタカをはじめオオタカなどの鳥類の生息も確認されています。また、支川の^{ながせ}長瀬川では、アカザ、カジカなどの魚類のほか、ゲンジボタルなどの昆虫類の生息も確認されています。

③ 河川空間及び利用状況など

土師ダムより上流区間は、その地形から丘陵地を比較的緩やかに流れる里山的風景を醸し出しており、休日には魚釣りや河川敷を利用してキャンプをする人の光景がよく見られます。

三次市から県境に至る下流域は、中国山地が二分する地点に位置することから、江の川関門とも呼ばれ雄大な溪谷美を展開しています。支川の^{さくぎ}作木川にある^{じょうせいだき}常清滝には年間を通じ豊かな自然の観察や、散策を楽しむ人々が訪れます。

広島県と島根県の県境付近に位置する長瀬川では、河畔のキャンプ場「エコビレッジかわね」、生活環境博物館「エコミュージアム^{かわね}川根」などの川と一体となった施設の整備が図られており、ホタル祭り、自然生態学習などのイベントが行われています。

④ 歴史・文化財・伝統芸能

江の川本川ブロックは古くから開けた地域で、奈良時代には既に計画的な農地開発が行われており、安芸高田市吉田町や北広島町千代田地区などで当時の条里制の遺構が確認されています。鎌倉時代中頃は、毛利氏が吉田町域に所領を有し、その後、郡山城^{こおりやまじょう}を拠点に中国地方を代表する戦国大名にまで成長を遂げます。やがて、1591年には本拠を太田川河口^{おおた}に新たに築いた広島城に移しました。江戸時代になると、郡山城周辺は広島城下と山陰地方を結ぶ宿駅となり、城下町から徐々に宿場町と変化していきました。また、川の利用とつながりが強い農耕文化を偲ばせる風俗・伝統芸能として、笛や踊りを伴った華やかな田植え行事であるはやし田や数多くの神楽などが各地で継承されており、国・県の無形民俗文化財にも指定されています。

土師ダム上流の江の川と志路原川の合流点付近には数多くの城跡や寺院跡が残っており、現存する古保利薬師堂^{こほり}には国重要文化財に指定されている弘法大師ゆかりの薬師如来座像ほか 11 軀の仏像が安置されています。土師ダムより下流地域では、多治比川流域には国指定の史跡である郡山城跡と多治比猿掛城跡^{たじひさるかけ}があります。その他にも、大土川下流^{おおつち}に位置する古刹高林坊^{こうりんぼう}（安芸高田市甲田町）には県重要文化財に指定されている銅鐘があるほか、本村川下流には国史跡に指定された前方後円墳の甲立古墳^{こうたち}や、県指定天然記念物である唯称庵跡^{ゆいしょうあん}のカエデ林、県史跡である五龍城跡^{ごりゅうじょう}などがあります。また、長瀬川下流には姫子淵伝説^{ひめこぶち}などが残されています。

江の川本川やその支川において、かつては多数の人々が江の川独特の漁法で漁を行い、生活を営んでいました。これらの漁法は、現在でも江の川の魚撈^{ぎょうろう}文化として継承されており、流域で収集された漁撈用具の一部は「江の川流域の漁撈用具」として、国の重要有形民俗文化財に指定されています。また、本ブロックは山陰、山陽の中継地に位置するという地理的要因もあり、大正時代末期までは舟運が盛んでしたが、道路や鉄道の整備により終焉を迎え、現在は行われておりません。

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

○河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。

○河川整備計画対象期間は、概ね 20 年とします。

2.2 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

洪水による災害の発生の防止又は軽減に関しては、近年において浸水被害が繰り返し発生している、本村川（上甲立地区、浅塚地区）、大土川（高田原地区、寺上地区）、江の川（壬生地区、川東地区、川西地区、川戸地区、新庄地区、大朝地区）、志路原川（有間地区、春木地区、蔵迫地区）、において、平成 11 年 6 月洪水相当の洪水を安全に流下させることにより、集落地における家屋浸水被害を解消することとします。

多治比川においては、年超過確率 1/30 程度の規模の洪水に対して安全に流下できるようにするとともに、令和 3 年 8 月洪水に対して、浸水被害を防止することとします。

流域全体で災害リスクを低減するよう、県が行う河川整備や維持管理に加え、沿川の背後地において市町等と連携して行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有について強化を図るほか、デジタル技術を活用した水害リスク情報の充実や警戒避難体制の強化、地域の持続性を踏まえた土地利用規制や立地の誘導など、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進します。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

比較的良好な現状の流況を確保することにより、農業用水、上水道、発電用水などの水利用や動植物の生息・生育環境の保全など、流水の正常な機能の維持に努めます。

また、水質環境基準の達成状況を踏まえ必要に応じて環境調査等を実施するほか、河川愛護に関する理解を広めることに努めます。また、異常渇水時には河川パトロールや利水者等関係機関から聞取りを行い渇水の状況を把握するとともに、流況の悪化時には、利水者に対する節水協力要請や地域住民に対する節水の呼びかけを行い関係機関への情報提供を行うなど円滑な渇水調整に努めます。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

瀬・淵や河岸など、現状の多様な河道形態を極力維持することにより、オオサンショウウオのほか、アユ、ヤマメ、ウグイ、ゴギ、オヤニラミ、ミゾソバ、ツルヨシなどの動植物の生息・生育環境の保全に努めます。また、河川周辺の唯称庵跡のカエデ林、五龍城跡などの天然記念物や史跡の保全に努めます。なお、外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除にも努めます。水質については、関係機関と協力し、現在の良い状況を維持するよう努めます。

さらに、緩傾斜護岸や階段の設置により親水性の高い水辺空間の整備に努めるとともに、地域住民のコミュニティ活動やレクリエーションの拠点としての河川空間利用を可能とするため、関係機関と連携し、街づくりと一体になった河川空間整備について検討します。

3. 河川の整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

河川工事の施行の場所は、下表に示す区間とします。

表 3-1 河川工事の施行の場所

	本支川の別	工 事 区 間	区間延長 (km)
本村川	一次(支)	①加念橋から上流 0.6km ②加屋橋から上流 0.3km ③浜田橋から下流 1.3km	0.6 0.3 1.3
大土川	一次(支)	①高田原橋から上流 1.2km	1.2
江の川	本川	①川東大橋から上流 2.9km ②小長者橋から下流 6.0km ③新庄大橋から上流 4.0km	2.9 6.0 4.0
志路原川	一次(支)	①支川 ^{じめん} 地面川合流点付近から上流 3.3km	3.3
多治比川	一次(支)	①江の川合流点から 5.2km(奈良谷 ^{ならだに} 川合流点)	5.2

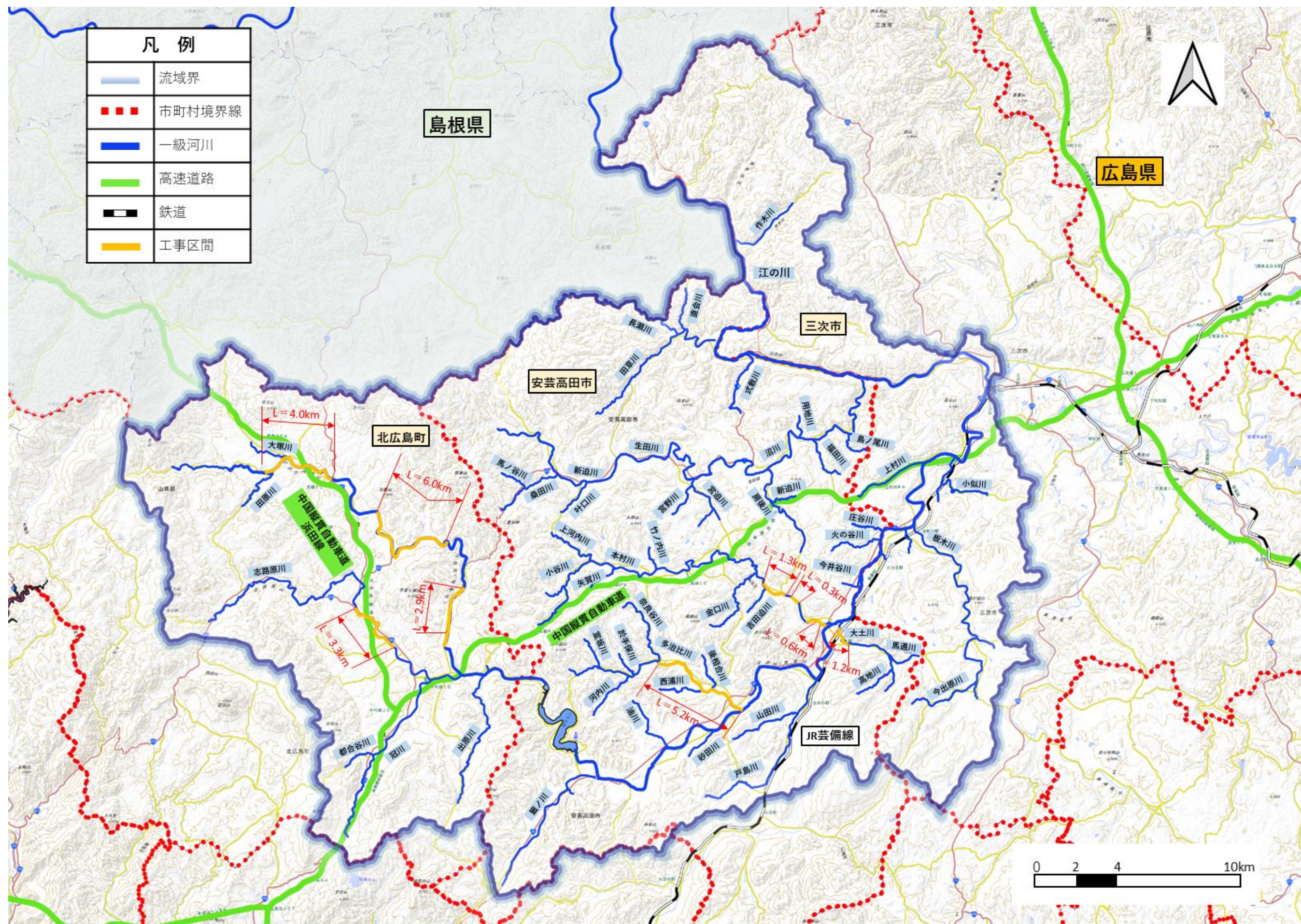


図 3-1 河川工事施行場所位置図

(1) 本村川

加念橋から上流 0.6 km 区間、加屋橋から上流 0.3 km 区間、浜田橋から下流 1.3 km 区間について、主に河道拡幅により必要な河積を確保するなどの河川改修を行い、安芸高田市甲田町上甲立地区、浅塚地区における家屋浸水被害の防止を図ります。

なお、河川改修に際しては、県の史跡である五龍城跡、県の天然記念物である唯称庵跡のカエデ林を保全することとします。護岸については、歴史的遺産に配慮し自然材料などを用いることとします。

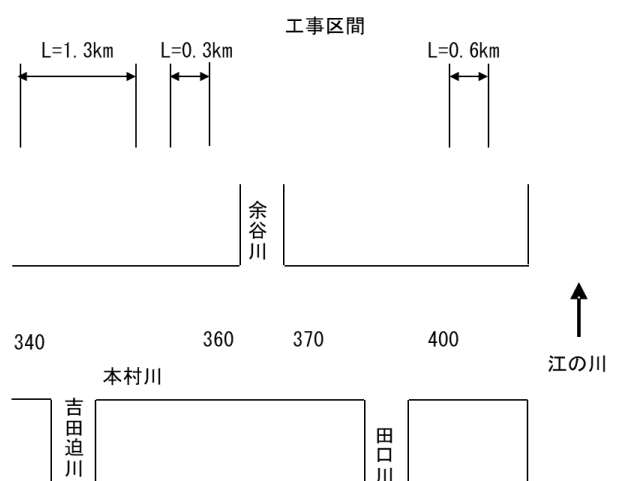


図 3-2 流量配分図 (m^3/s)

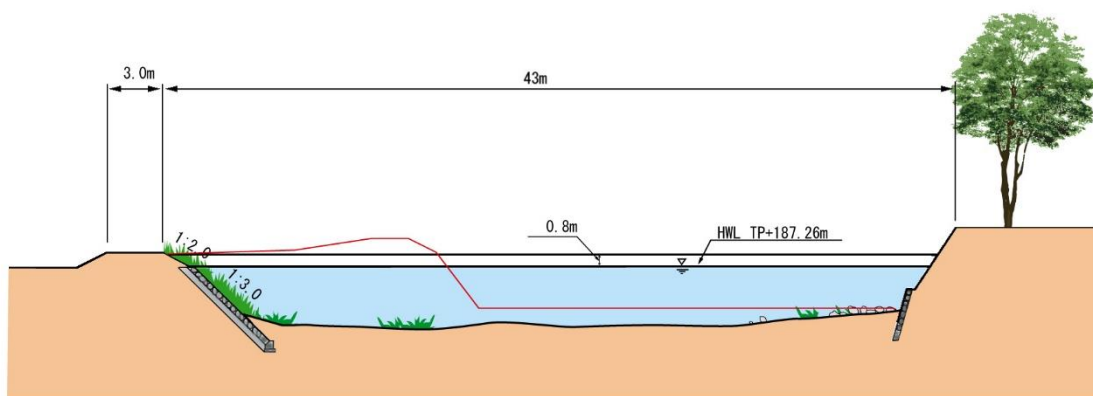


図 3-3 横断面図（唯称庵跡付近）

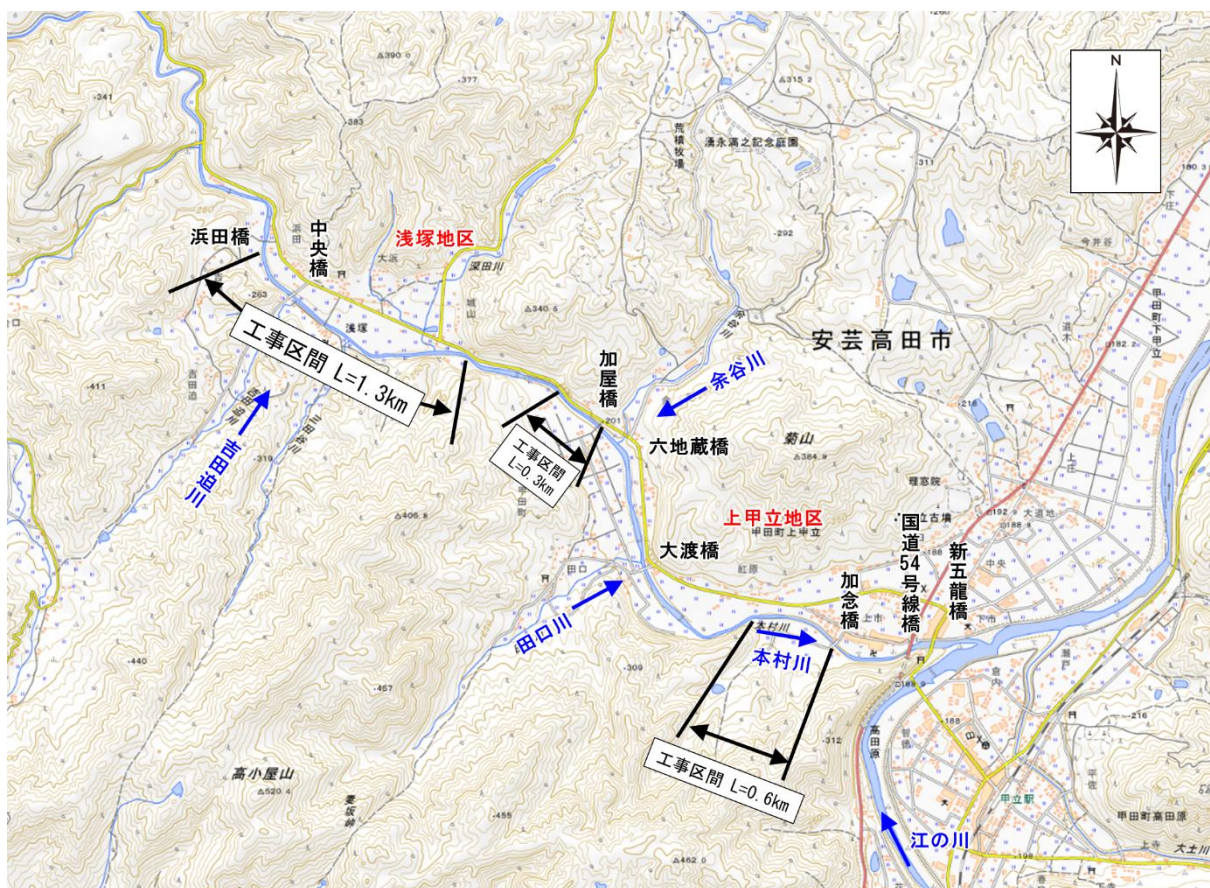


図 3-4 平面図(本村川)

(2) 大土川

高田原橋下流から上流 1.2 km 区間について、主に河道拡幅により必要な河積を確保するなどの河川改修を行い、安芸高田市甲田町高田原地区、寺上地区における家屋浸水被害の防止を図ります。

なお、河川改修に際しては、ホタルの生息が確認される区間では、ホタルが孵化できるように寄り州や植生が可能な護岸を設け、陸域との連続性を確保することを図ります。また、オオサンショウウオの生息が確認される区間では、生息・生育環境を保全するために巣穴を設置します。現況の河床は、ミゾソバ、ツルヨシなどの植生が広がり、転石が散在する良好な河床となっているため、極力現況の河床形態の復元を図ります。

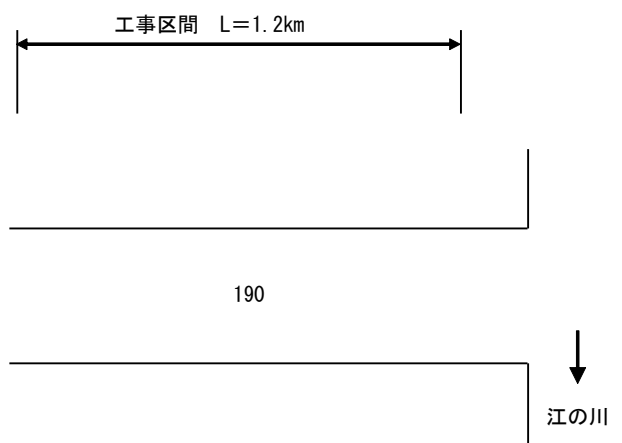


図 3-5 流量配分図 (m^3/s)

(3) 江の川

江の川本川においては加念橋から上流 2.9 km、小長者橋から下流 6.0 km、新庄大橋下流から上流 4.0 kmの区間について、主に河道拡幅により必要な河積を確保するなどの河川改修を行い、北広島町壬生地区、川東地区、川西地区、川戸地区、新庄地区、大朝地区における家屋浸水被害の防止を図ります。

河川改修に際しては、動植物の生息・生育環境の保全を図るため、植生の回復を図れる材料を護岸に使用し、河床に寄せ石を設置します。また中流～上流域において確認されているオヤニラミなどの希少種にも配慮して、淵や淀みなど、極力現況の河床形態の復元を図ります。

また、魚釣りのためのステップを要所に設け、子供でも安全に釣りを楽しむことができるようにします。

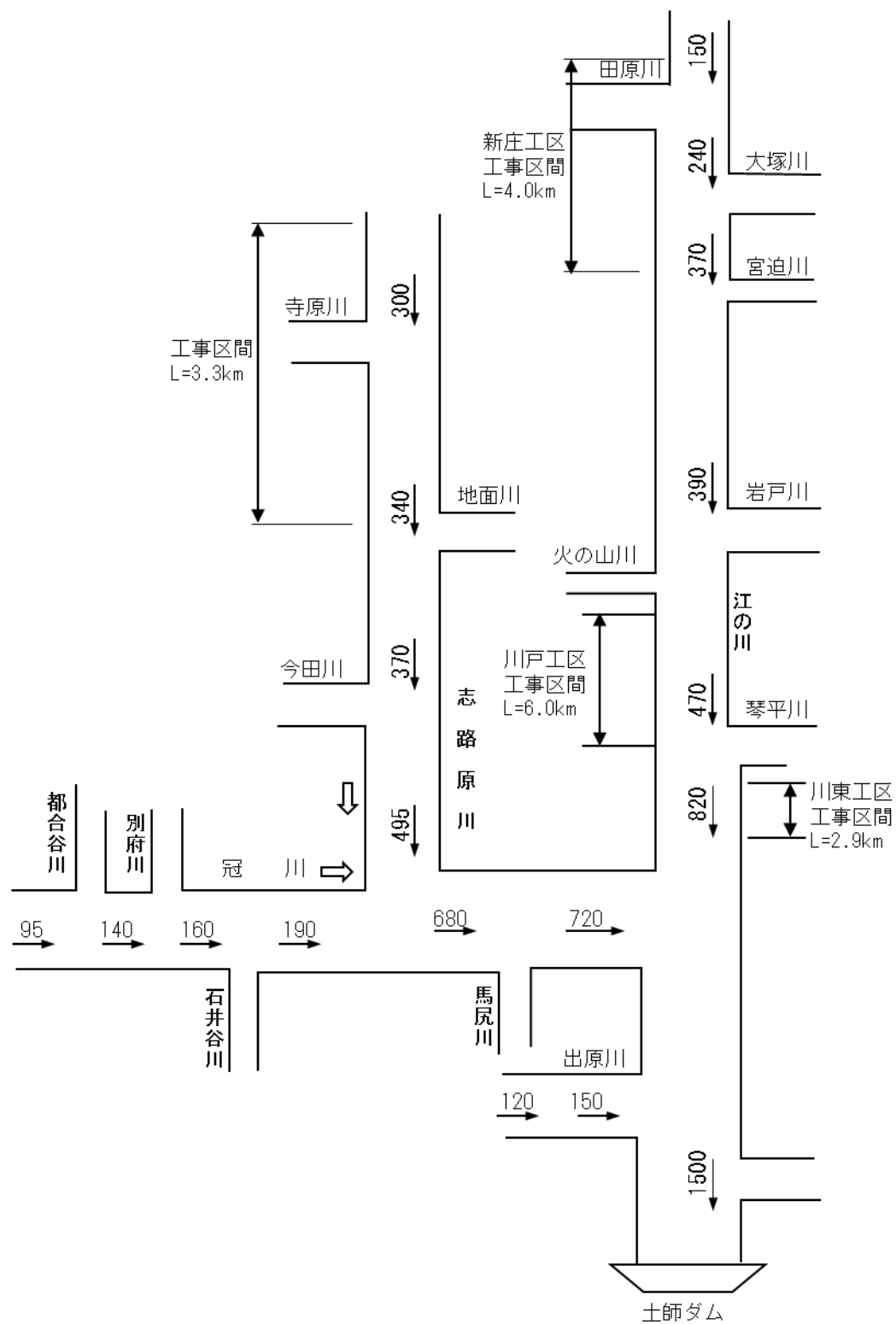


図 3-8 江の川流量配分図 (m³/s)

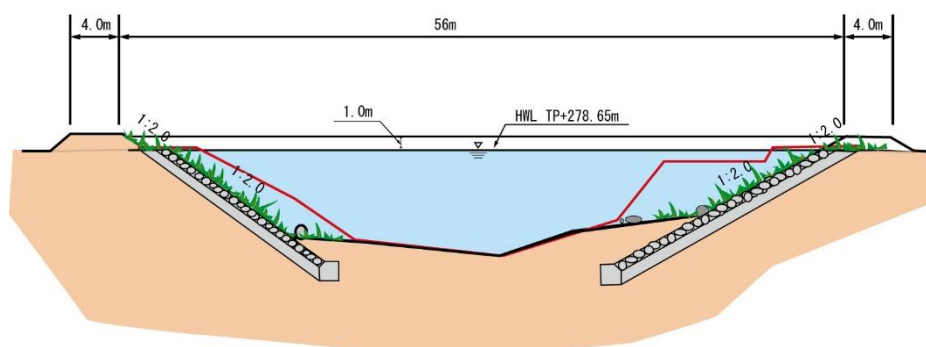


図 3-9 横断面図（川東工区、野賀橋付近）



図 3-10 平面図（川東工区）

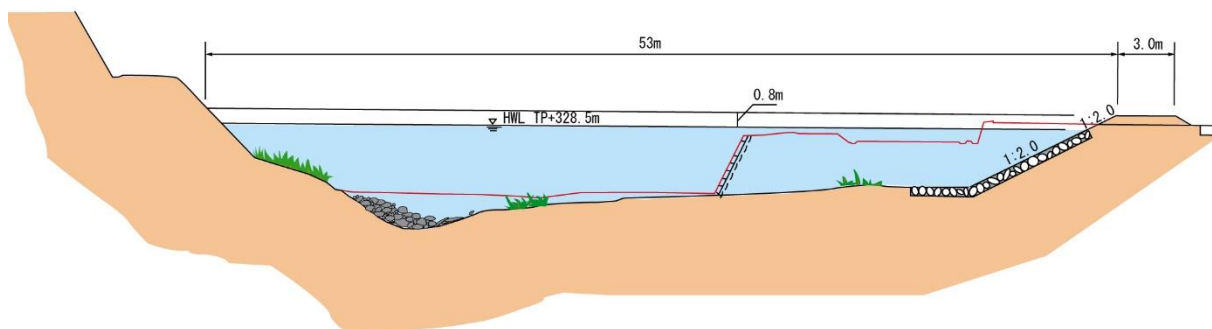


図 3-11 横断面図（川戸工区、長原橋付近）

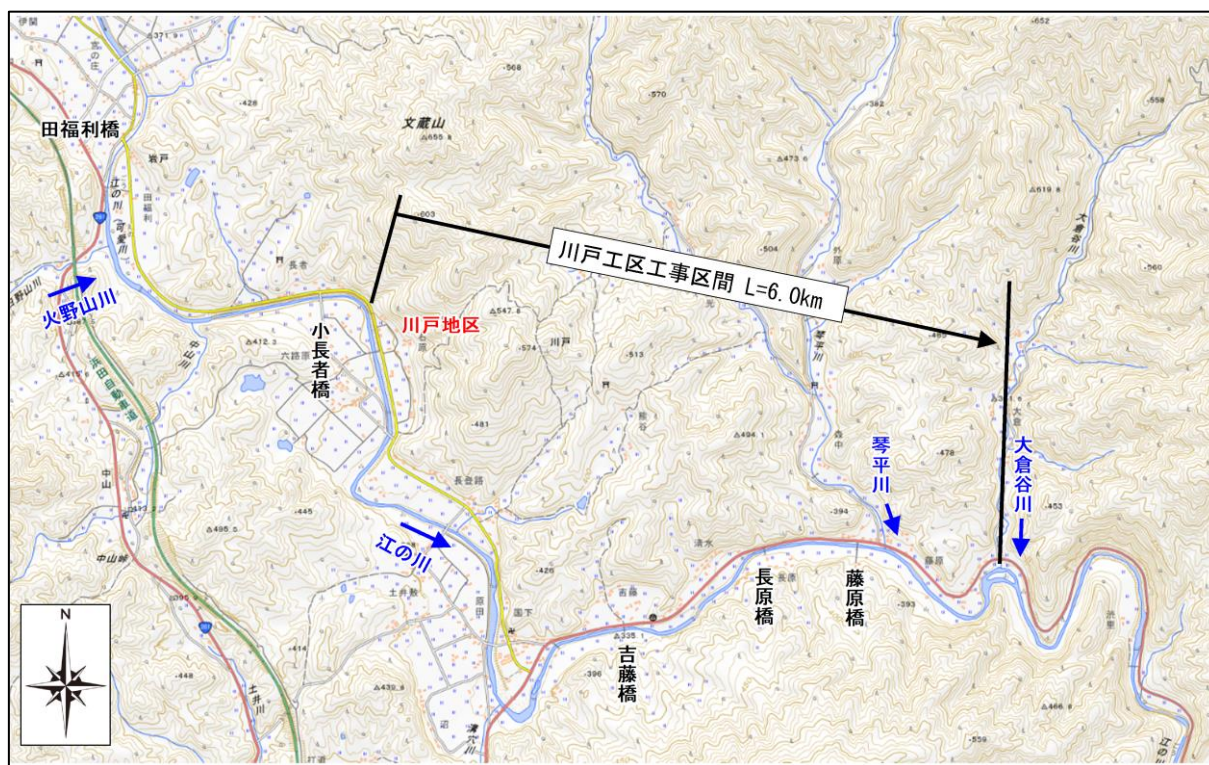


図 3-12 平面図（川戸工区）

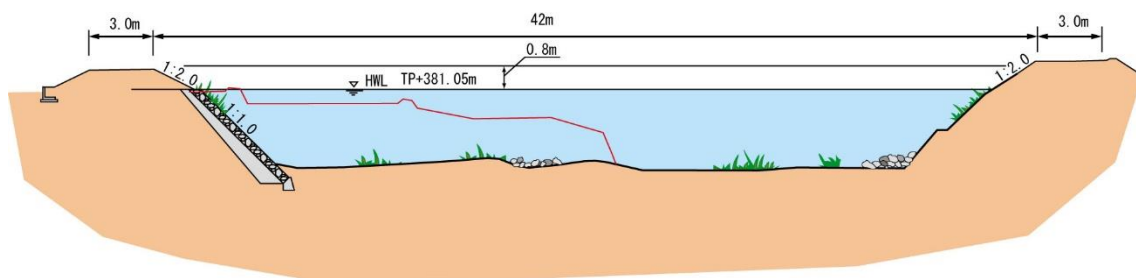


図 3-13 横断面図（新庄工区、脇原橋付近）

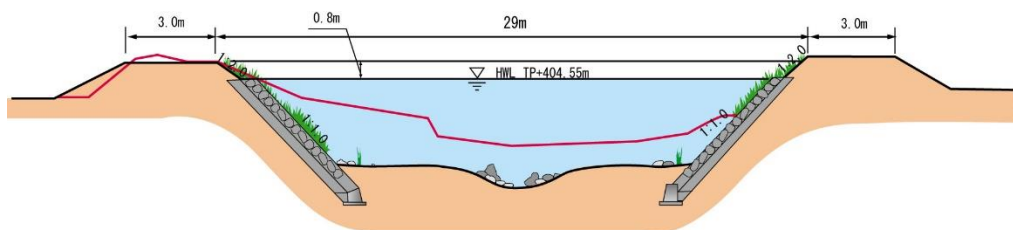


図 3-14 横断面図（新庄工区、亀尻橋付近）

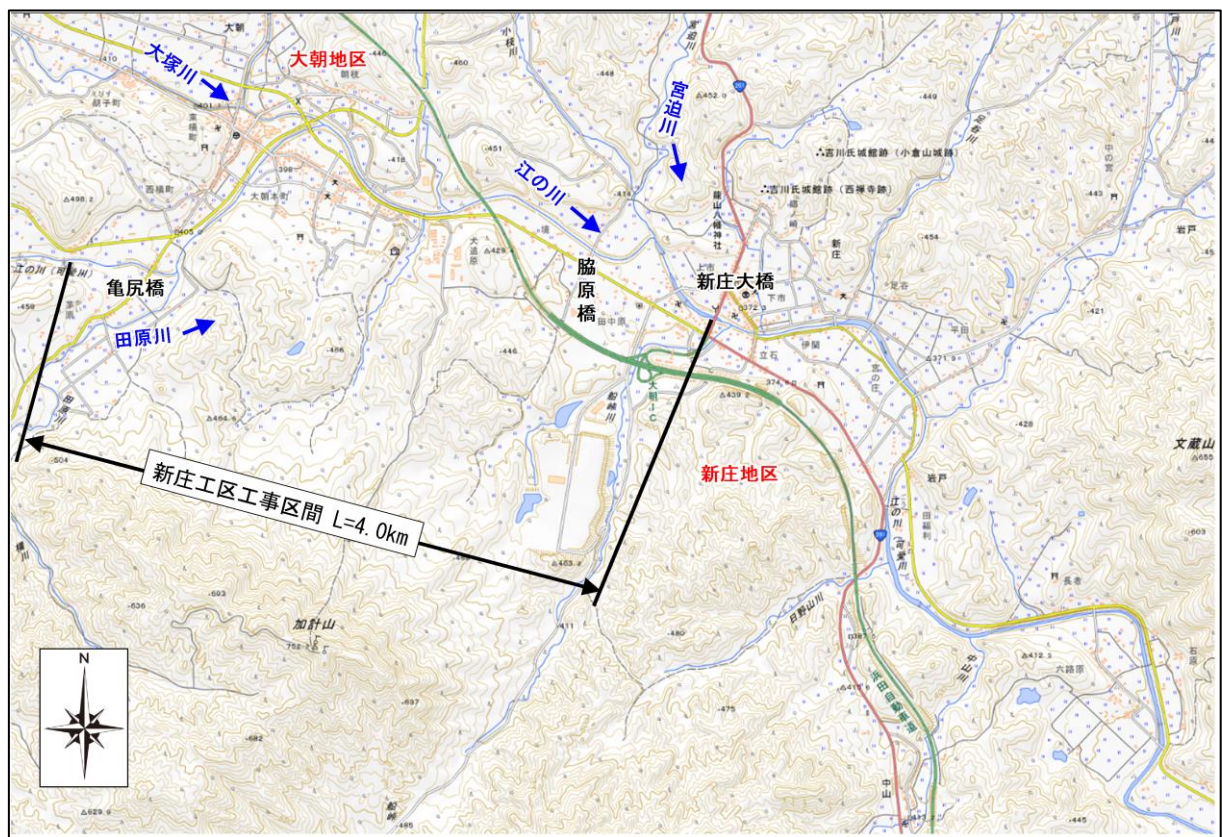


図 3-15 平面図（新庄工区）

(4) 志路原川

志路原川については、地面川合流点から上流 3.3 km 区間について、主に河道拡幅により必要な河積を確保するなどの河川改修を行い、北広島町有間地区、春木地区、蔵迫地区における家屋浸水被害の防止を図ります。

河川改修に際しては、ゴミをはじめとした溪流魚など水辺の動植物の生息・生育環境を保全するために、極力現況の河床形態の復元を図ります。また、現況の自然環境を早急に回復するように、植生が可能な材料を用いて護岸を整備します。

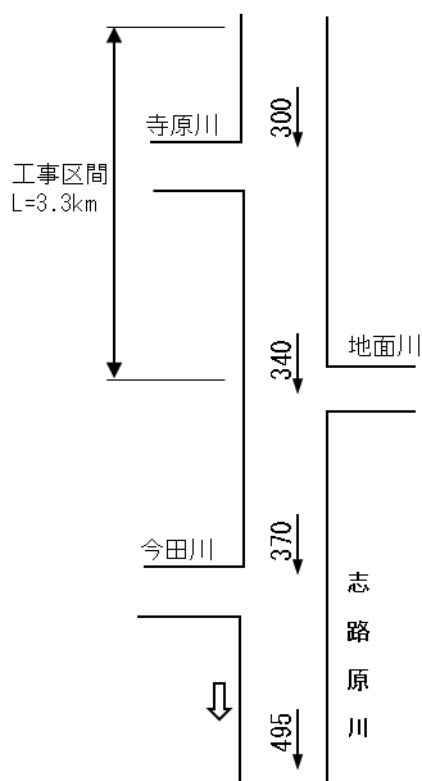


図 3-16 志路原川流量配分図 (m^3/s)

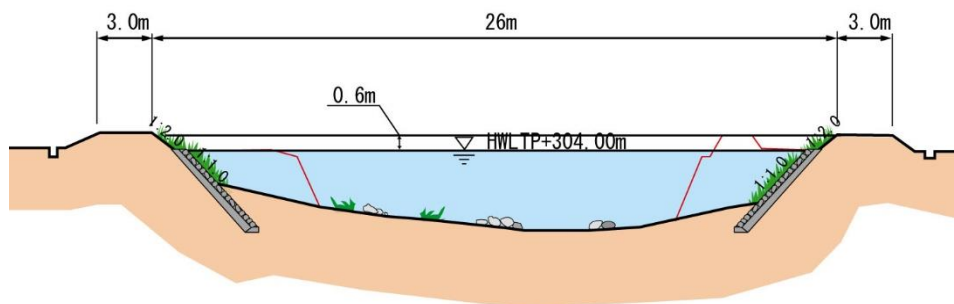


図 3-17 横断面図（上春木橋付近）

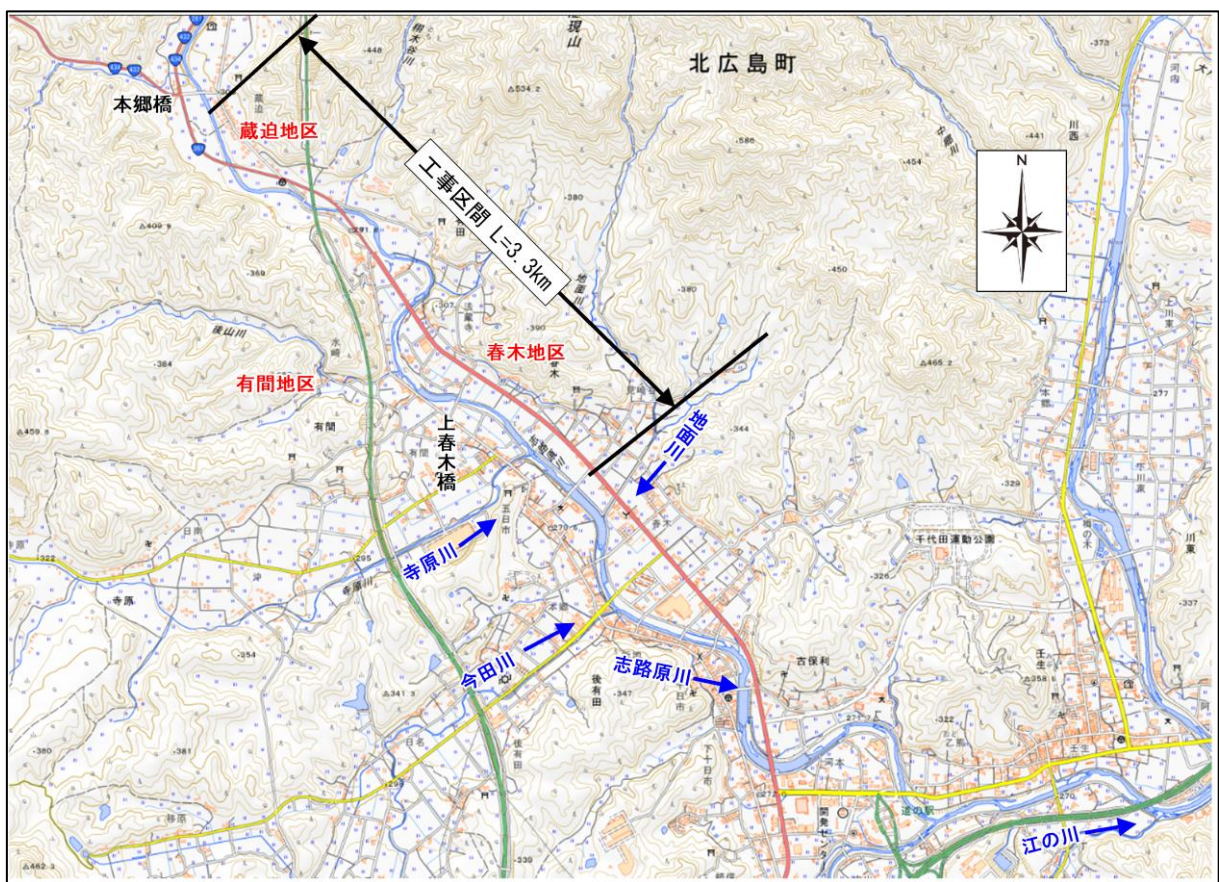
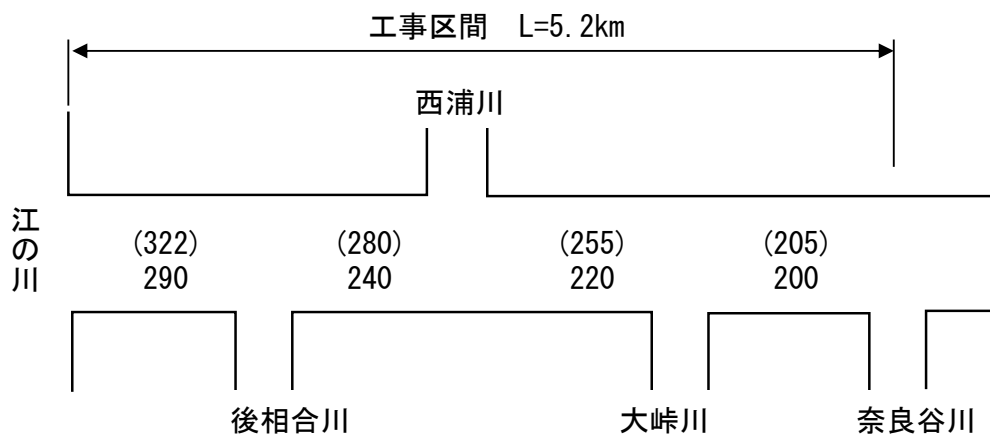


図 3-18 平面図（志路原川）

(5) 多治比川

江の川合流点から奈良谷川合流点までの 5.2 km 区間について、主に河道拡幅や河床掘削により必要な河積を確保するなどの河川改修を行い、年超過確率 1/30 程度の規模の洪水に対して安全に流下できるようにするとともに、令和 3 年 8 月洪水に対して、浸水被害の防止を図ります。

なお、河川改修に際しては、水辺の動植物の生息・生育環境を保全するために、極力現況の河床形態の復元を図ります。



(上段：令和 3 年 8 月洪水の流量、下段：計画高水流量)

図 3-19 流量配分図 (m³/s)

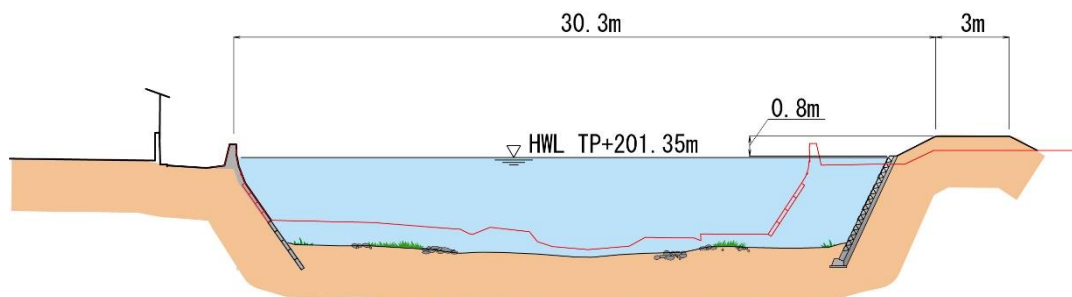


図 3-20 横断面図（稻田橋付近）

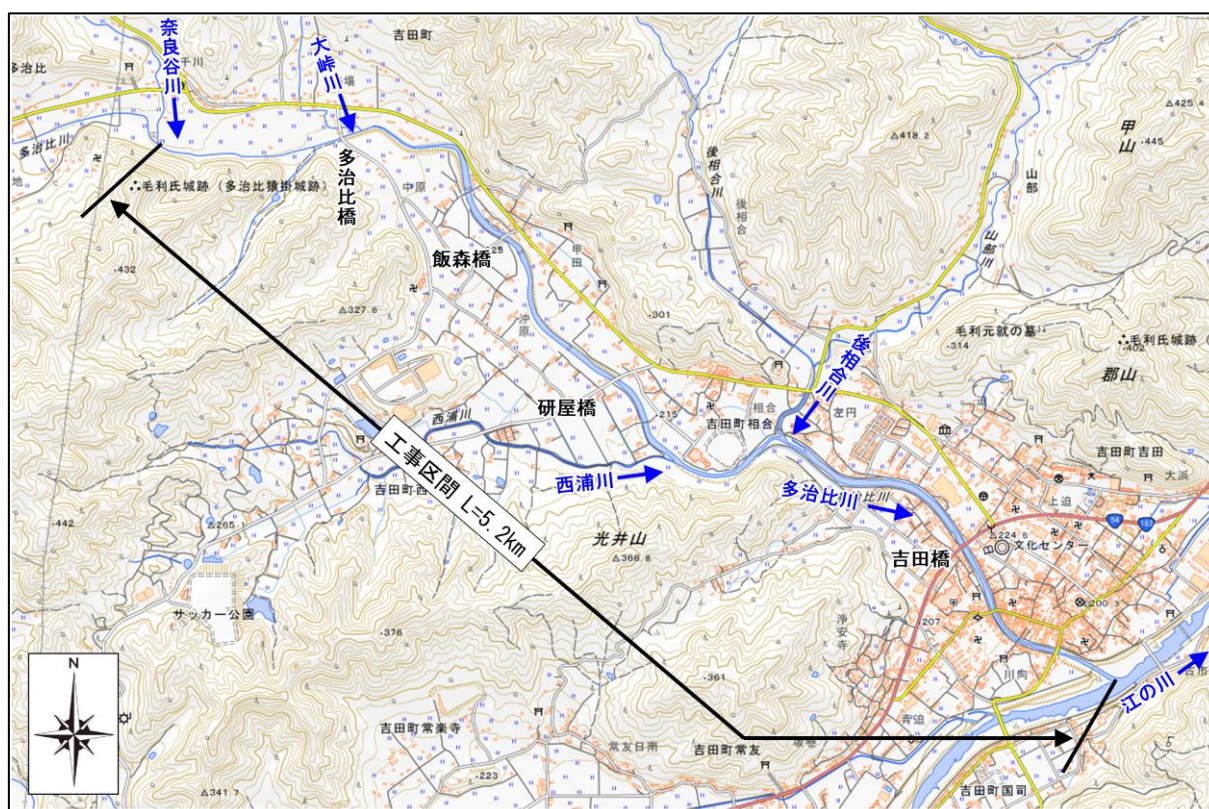


図 3-21 平面図（多治比川）

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 河川維持の目的

河川の維持管理については、災害発生の防止または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全等の観点から、河川の機能が十分に発揮されるよう適切な実施に努めます。

特に、洪水に対する安全性の確保については、別途定めた河川維持管理計画に基づき、河川巡視や点検を実施し、異常や損傷の早期発見や状態把握に努め、必要な維持管理対策を行うことで、効率的・効果的な施設の機能を維持します。

また、デジタル技術の活用などにより、河川管理の高度化に取り組むほか、河川アダプト活動の支援など、住民との協働による良好な河川環境の維持にも積極的に取り組みます。

3.2.2 河川維持の種類及び施行の場所

広島県知事管理区間においては、以下の河川維持を行います。

(1) 流下能力の維持

令和3年8月洪水の流量で家屋浸水被害が発生する出原川、冠^{いではら}川、庄谷^{かんむり}川および都合谷川^{しょうや}などについて、暫定的な護岸のかさ上げを実施するなど、家屋浸水被害の軽減に努めます。

(2) 河道の維持

長期の間に、又は出水により、土砂が堆積し洪水の流下の阻害となるなど治水上支障となる場合は、環境面にも配慮しつつ掘削など必要な対策を行います。また、出水等による河床の低下は、護岸等構造物の基礎が露出すると危険なため早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

(3) 護岸、堤防の維持

護岸、堤防等の河川管理施設については、法崩れ、亀裂等の異常について早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

さらに、今後多くの河川管理施設が耐用年数を迎えることが想定されており、これらの施設の機能をより長く発揮させるため、長寿命化計画を策定するなど、必要に応じて老朽化対策を行います。

(4) 植生の維持

良好な河川環境の保持を図る必要がある箇所の草刈りや植樹の管理は、市町村及び地元住民と協力して行います。

(5) 自然と景観の維持

峡谷や溪流に代表される貴重な自然景勝地を保全するため、関係機関と連携して必要な保全対策を行います。

(6) 濁水流出の防止

河川改修時に発生する濁水については、動植物の生息・生育・繁殖環境、河川景観等への配慮から、これを防止または、軽減するよう努めます。

4. 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

4.1 河川に係る調査・研究等の促進

- 継続的な水文観測、水質観測データを活用し、河川の危機管理、維持管理及び計画など基礎的な情報として役立てます。
- 多自然川づくりに関する生物の生息・生育・繁殖環境の調査・研究を関係機関の協力を得ながら促進し、技術的手法の確立に努めます。また、様々な調査・研究の成果は、関係各所において有効利用が図れるよう努めます。

4.2 河川情報の提供

- 河川の整備状況、水文水質情報及び自然環境の現状など、治水・利水・環境に係る情報を広く共有するとともに、河川管理者と関係機関や地域住民等が双方向のコミュニケーションが図られるよう努めます。
- インターネット等で、河川事業で整備された水辺の施設などを紹介するとともに、河川に関する自由な意見をお聞きします。また、パンフレットや各種イベント等で河川事業や施策をPRし、理解を得るよう努めます。
- 災害による被害の軽減を図るため、広島県河川防災情報システムにより、県内一円の雨量・水位やダム諸量などのデータをリアルタイムで情報提供するとともに、水防警報など必要な対策・支援を迅速に行います。また、適切な河川管理や防災体制の一層の充実を図るため、河川等の情報提供システムなどについて、必要に応じて整備を行います。
- 想定される規模を超える洪水への対応として、最新のデジタル技術なども活用し、関係機関や地域住民への情報伝達、警戒避難体制等の強化に努めます。

4.3 地域や関係機関との連携

4.3.1 治水に関する事項

- 気候変動による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、これまでの河川整備などの対策を加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に水災害対策を進めていきます。

4.3.2 利水・環境に関する事項

- 河川の水質改善については、下水道の整備や水質悪化が懸念される大規模開発時の対応など、地域住民や関係機関と連携を図りながらその対策に努めます。
- 水質汚染事故が発生した時は、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川状況や水質の監視を行い、事故処理等を原因者及び自治体などの関係機関と協力して行います。
- 良好な河川環境を維持するため、許可工作物の新設や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響等を考慮の上、環境の保全にも配慮するよう指導します。

4.3.3 水防災意識社会再構築ビジョンを踏まえた取組

① 広島県西部建設事務所【西ブロック】

- 施設の能力には限界があり施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、平成 29 年に関係機関が参画し設立した「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【西ブロック】）」において、「洪水による『災害死ゼロ』の実現」を目指し、関係機関が一体となって、減災に向けた取組方針を定めています。今後は、引き続き継続的なフォローアップを行い、必要に応じて取組方針を見直します。

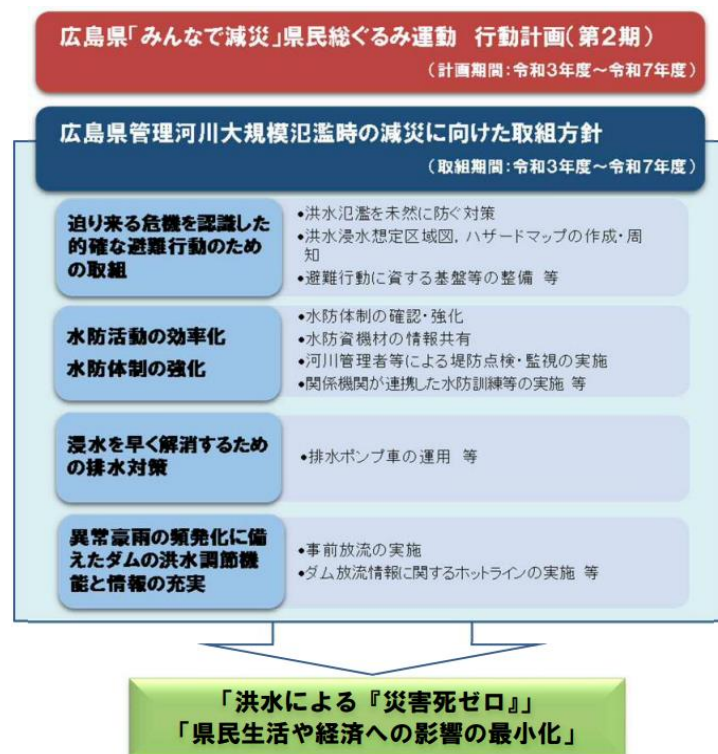


図 4-1 広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針

(出典：広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【西ブロック】）令和5年6月1日見直し)

② 広島県北部建設事務所

- 施設の能力には限界があり施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、平成 29 年に関係機関が参画し設立した「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）」において、「洪水による『災害死ゼロ』の実現」を目指し、関係機関が一体となって、減災に向けた取組方針を定めています。今後は、引き続き継続的なフォローアップを行い、必要に応じて取組方針を見直します。

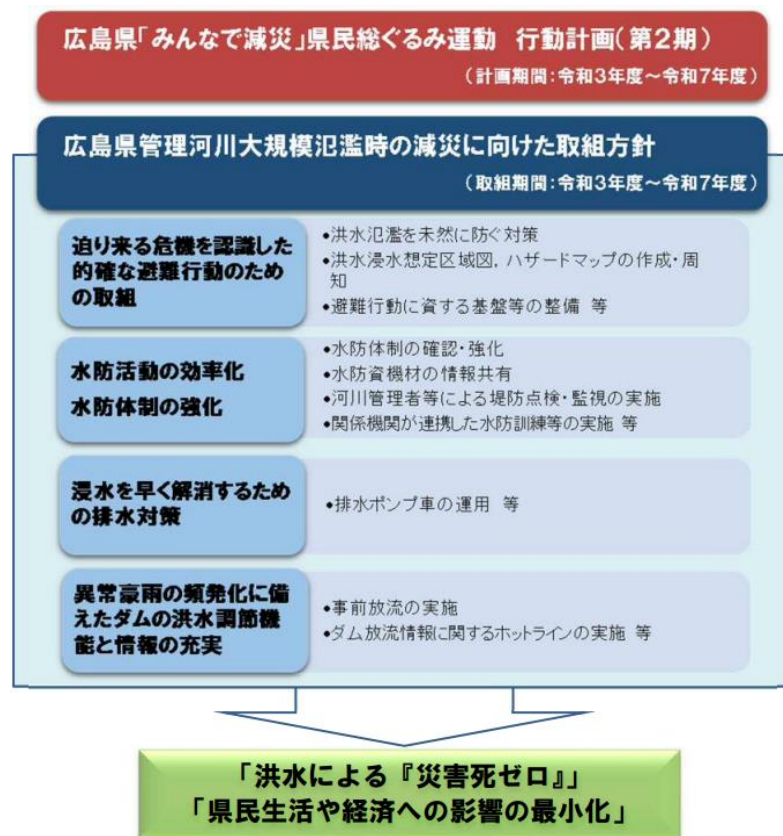


図 4-2 広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針

(出典：広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）令和5年6月9日見直し)

4.3.4 その他

- 水源かん養等の役割を担う山林等の生態系機能の保全について、流域の成り立ちやその役割・特性を考慮し、源流の山々を含めた流域一体での河川管理への取組が重要であると考えます。このため、地域住民や地方公共団体、関係機関・団体等と、流域一体となって、より一層の連携強化に努め、相互の情報共有を図ります。
- 存在感のある川づくりを図るため、地域のまちづくりと調整し、観光施設等を活かした川づくりを目指し、地域住民や関係機関等との連携を強化します。
- 親しめる川づくりを進めるため、河川に関する広報活動等により地域住民の河川への関心が高まるよう努めます。また、草刈りや清掃活動などの河川愛護活動の支援も行います。

4.4 社会環境の変化・気候変動への対応

今後の人口減少・高齢化など社会構造の変化や産業構造の変化、コンパクトなまちづくり等による土地利用の転換など、社会環境に変化が生じることが想定されます。また、今後の気候変動による豪雨の更なる頻発化・激甚化がほぼ確実視され、河川の治水安全度が相対的に低下することが懸念されています。これらの変化により生じる課題や地域住民のニーズにも適切に対応するよう努めます。

策定日及び告示日

策定	策定日	平成 13 年 6 月 20 日
	告示日	平成 13 年 6 月 28 日
変更	策定日	令和 6 年 3 月 18 日
	告示日	令和 6 年 4 月 30 日

「本書に掲載した下表の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分の 1 地整図を複製したものである。（承認番号 国地情複 第 446 号）」

ページ	図番	タイトル
p12	図 3 - 1	河川工事施工場所位置図
p14	図 3 - 4	平面図（本村川）
p16	図 3 - 7	平面図（大土川）
P18	図 3 - 8	平面図（江の川）
P21	図 3 - 11	平面図（川東工区）
P22	図 3 - 13	平面図（川戸工区）
P23	図 3 - 16	平面図（新庄工区）
P24	図 3 - 18	平面図（志路原川）
P26	図 3 - 21	平面図（多治比川）